

またまた

社会通念

2018年11月15日、高松高等裁判所が伊方原発運転差止仮処分申請を却下しました。原発の危険性が容認できるのか？の判断に使われた理屈が「社会通念」。裁判所の判断を決定文から見てみます。(参考資料①)

当裁判所の判断

1 争点1 (差止請求の要件等) について

(1) 人格権に基づく原子力発電所の運転差止請求の要件

ア 人格権に基づく原子力発電所の運転差止請求の特性

(参考資料① p.47)

発電用原子炉の事故は、複数の対策を成功させなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して破滅的な事故につながりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる特性がある。

人格権に基づく妨害予防請求としての本件3号機の運転の差止請求が許容されることがあると解される。

本件差止めの当否を検討するに当たり、エネルギーの供給安定性、経済性及び環境性という原子力発電の公共性及び公益上の必要性の有無及び程度は、当該侵害行為の違法性の判断を判断するにあたっての考慮要素となるものではないというべきである。

イ 差止請求の当否と原子力発電の社会的容認性

(参考資料① p.49)

発電用原子炉は、原子力発電所の事故の不可逆性、甚大性、広範囲性、長期継続性に鑑みると(中略) あえて原子力発電を一切利用しないという選択肢も十分あり得るものと思われる。しかしながら、それはあくまで政策論、立法論であって、そのような判断は司法判断の範疇を超えるものといわざるを得ない。

最大規模の自然現象の発生頻度がゼロになることがない以上、そのようなりスクを許容するか否か、許容するとしてどの程度まで許容するかは、**社会通念を基準として、発電用原子炉の事故発生危険性が社会的に容認できる水準以下であるか否かを判断するほかない**というべきである。

ウ 原子力発電所に求められる安全性の程度

(参考資料① p.51)

改正原子炉等規制法における規制の趣旨及び目的からすれば、改正原子炉等規制法は、最新の科学的、専門技術的見地を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した**発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解されるのであって、(中略)**

このような改正原子炉等規制法の規制の在り方には、福島第一原発事故を踏まえた、発電用原子炉施設の安全性についての社会通念が反映されているということができる。

最大規模の自然現象の発生頻度がゼロにならない以上、およそあらゆる自然災害についてその発生可能性がゼロないし限りなくゼロに近くない限り安全確保の上でこれを想定すべきである**という社会通念が存在するというのであれば、むしろ立法論的に原子力発電所が廃止されていても然るべきかとも考えられるが、現行法上、原子力発電所の存在は容認されている。**

最後に一言

「原発事故は他の科学技術による事故とは質的に違う」とまで言いながら、その事故のリスクを許容するかどうかは『社会通念』つまり“みんな”がどう思ってるか？で判断する、と。これ、言い換えれば、何かあっても「みんなOKって言ってたじゃん」と、責任を“みんな”に転嫁してるってことです。でも“みんな”って誰？・・・結局誰も責任を取らず、でも、原発は動き続ける。立法は議論すらせず、行政は原発イケイケ、そして司法は責任を“みんな”に転嫁。この構造を崩すには、まずこの構造を“みんな”が知らないといけない気がします。

参考資料

①脱原発弁護団全国連絡会HP 「速報：伊方原発運転差止即時抗告棄却 不当決定！」 決定正本 <http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/18-11-15/>